

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る手続き等に対する
修正意見及び対応等について

令和3年度第3回山形県地域公共交通活性化協議会において提示した「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る手続き等」については、委員の皆様からいただいた御意見、また、国土交通省東北運輸局への確認結果を踏まえ、以下のとおり一部修正。

1 主な意見及び対応

(1) 協議会からの支払先について

○協議会から事業者に対し、直接支払い可能な制度とすること。

○協議会から、一部事業者に、一部を市町村に、支払うことも可能な制度とすること。

○取扱いのとおりに市町村へ支払う仕組みとすること

⇒第3回の協議会でご提示した手続きにより、既に対応可能。

ただし、この対応は期間を限定した取扱いとし、市町村において手続き等が変更できた段階で、市町村に支払う手続きに変更する。

(2) 申請書の提出期限

○市町村から活性化協議会の提出期限は11月10日となっているが、事業者の作業期間を踏まえ、11月20日とすること

⇒11月20日に変更するが、交付申請の内容については、協議会の協議事項から、事務局取扱事項に修正する。

(3) 協議会から市町村（事業者）への支払い時期

○これまでのフィーダー系統の支払いは3月中が基本であったので、協議会においても3月中に支払うこと

⇒支払い時期を、3月下旬から1か月以内を目処に修正する。

なお、協議会から事業者へ支払う場合（期間を限定した取扱い）、協議会は資金がないため、国からの支払い完了後となるが、国に対して、3月のできるだけ早い時期の支払いを働きかける（3月中の支払いに努める）。

市町村から事業者へ支払う場合については、3月中旬には協議会から市町村へ交付決定を予定しており、これまでどおり、3月中の支払いと考える。

2 その他の対応（修正国土交通省東北運輸局確認結果等によるもの）

（1）「様式第1-5（運行系統別輸送実績）」の記載方法

○「様式第1-5」は、市町村において、運送実施者ごとにデータをとりとめ作成

（2）「様式第1-8関係（協議会提出資料：地域内フィーダー関係）」の記載方法

○「申請書（様式第1-8）2.以降」は、市町村において、運送実施者ごとにデータをとりとめ作成

- ・「路線定期・路線不定期」と「区域」は、別に作成
- ・「国庫補助上限額（レ）」は市町村ごとの上限額から系統毎に按分額を記入
- ・「申請書（様式第1-8）2.」の「国庫補助上限額（レ）」は、市町村ごとの上限額（協議会調整前）から系統毎に按分した額（下記「（参考）系統毎の按分方法」の「系統毎の按分」の額）を記入

<（参考）系統毎の按分方法>

「系統毎の按分」は、補助対象経費の1/2の合計額に対する国庫補助上限額の割合を算出し、系統毎の補助対象経費の1/2に当該割合を乗じた金額とする。

事業者	申請番号	運行形態	運行割合	1運行当たりの輸送人員	補助対象経費の1/2	系統毎の按分	交付申請額
A	1	路線定期	100.00%	2.2人	3,000.0千円	2,625.0千円	2,625.0千円
	2	路線不定期	100.00%	1.5人	3,000.0千円	2,625.0千円	2,625.0千円
	3	区域	0.00%	0.0人	0.0千円	0.0千円	0.0千円
	小計				6,000千円	5,250千円	5,250千円
B	4	路線定期	100.00%	2.0人	2,000.0千円	1,750.0千円	1,750.0千円
	小計				2,000千円	1,750千円	1,750千円
C	5	路線定期	0.00%	0.0人	0.0千円	0.0千円	0.0千円
	小計				0千円	0千円	0千円
合計					8,000千円	7,000千円	7,000千円

補助対象外となる系統

国庫補助上限額が上限

国庫補助上限額
7,000千円